令和7年度

## 山形県事業に基づく

# 山形市保育料負担軽減補助金

対象となる方は期限までに申請者をご提出いださい

令和元年10月から国の政策である「幼児教育・保育の無償化」により、3歳以上児等の保育料が無償化となりました。

本事業は、山形県が県内市町村と連携し、幸せな子育て環境の整備の一つとして、国の無償化の対象とならない3歳未満児を対象とした保育料の軽減を行うものです。

山形市では対象者に補助金として直接交付することで保育料の軽減を行います。

### Q.負担軽減の対象になるのは?

山形県

#### 【対象となる施設】

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

### 【対象者】※令和7年度から対象を拡充しました。

- **保育の必要性**が認められる 3 歳未満児(令和 7 年 4 月 1 日 時点の年齢)
- 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の子ども
  - ※保育料無償化対象児童は除く。

#### <保育料負担軽減の対象>

	所得阿	<b>皆層区分</b>	推定年収	国基準利用料 (月額)	O~2歳児	3~5歳児
1	生活保護世帯		_	0Π	全国一律で	全国一律で既に無償化
2	市町村民税非課		260万円未満	0円	既に無償化	
3		48, 600円未満	330万円未満	19,500円	本県独自に負担軽減を実施	
4	市町村民	97,000円未満	470万円未満	30,000円	(令和3年9月~) 補助上限額:国基準利用料の1/2	
5	税所得割	169,000円未満	640万円未満	44, 500円	本県独自に負担軽減を実施(拡充) (令和7年4月~) 補助上限額: 国基準利用料の1/4	
6		301,000円未満	930万円未満	61,000円		
Ø	市町村民 税所得割	397, 000円未満	1,130万円未満	80,000円	<b>政府の動向等を踏まえて検討</b> ※ 政府に対しては、0~2歳児の保育料 無償化の全国一律実施を継続して提案	
8		397, 000円以上	1,130万円以上	104, 000円	無限11の主国	

※補助金額は、認定状況や利用日数、多子軽減等による保育料の軽減の適用により変わります。

山形市の具体的な保育料負担軽減額については、裏面をご覧ください。

【制度に関する問合せ先】山形県しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課 TEL: 023-630-2392 【手続きに関する問合せ先】山形市こども未来部保育育成課 TEL: 023-641-1212(内線554,573)



#### 令和7年度山形市の保育料・補助額一覧表(認可保育所等)



(月額 単位:円)

	階層	国階層	世帯の区分		保育料		補助額		参考:保育料実質負担額	
			保育時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	Α	1 階 層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0				
Ī	В0	2	市町村民税	ひとり親・ 障がい児者世帯	0	0				
ĺ	В	階層	非課税世帯	二人親世帯	0	0				
ſ	С	3階層	市町村民税 均等割のみ課税 (※1) (※2)	ひとり親・ 障がい児者世帯	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	0	0
				二人親世帯	9, 200	9, 100	9, 200	9, 100	0	0
				半額	4, 600	4, 550	4, 600	4, 550	0	0
	D 1		市町村民税 所得割15,000円未満 (※1)(※2)	ひとり親・ 障がい児者世帯	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	0	0
				二人親世帯	12, 700	12, 500	9, 750	9, 650	2, 950	2, 850
				半額	6, 350	6, 250	4, 880	4, 830	1, 470	1, 420
			市町村民税 15,000円以上 48,600円未満 (※1) (※2)	ひとり親・ 障がい児者世帯	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	0	0
	D 2			二人親世帯	16, 900	16, 700	11, 000	10, 900	5, 900	5, 800
				半額	8, 450	8, 350	5, 500	5, 450	2, 950	2, 900
$\left\{ \  ight $		4 階層	市町村民税 48,600円以上 57,700円未満 (※1)(※2)	ひとり親 障がい児者世帯	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	0	0
				二人親世帯	20, 900	20, 600	15, 000	14, 800	5, 900	5, 800
				半額	10, 450	10, 300	7, 500	7, 400	2, 950	2, 900
	D 3		市町村民税 57,700円以上 77,101円未満 (※2)	ひとり親・ 障がい児者世帯	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	0	0
				二人親世帯	20, 900	20, 600	15, 000	14, 800	5, 900	5, 800
				半額(同時在園)	10, 450	10, 300	7, 500	7, 400	2, 950	2, 900
			市町村民税 77,101円以上 97,000円未満	-	20, 900	20, 600	15, 000	14, 800	5, 900	5, 800
Ц				半額(同時在園)	10, 450	10, 300	7, 500	7, 400	2, 950	2, 900
П	D 4	5 階 層	97,000円以上 169,000円未満	-	35, 600	35, 000	11, 125	10, 975	24, 475	24, 025
П				半額 (同時在園)	17, 800	17, 500	5, 563	5, 488	12, 237	12, 012
	D 5	6 階層	169, 000円以上 301, 000円未満		43, 700	43, 000				
	D 6	7 階 層	301, 000円以上 397, 000円未満		51, 500	50, 700				
	D 7	∞ 階層	397, 000円以上		56, 700	55, 800				

補 助 金 മ 対 象 ح な る 方

- 補助金について
  ① 補助金の対象となる階層はC、D1、D2、
  利用者負担額決定通知書でご確認ください。 D2、D3、D4となります。保育料及び階層については、令和7年4月から令和8年3月の
- ② 補助金の額については、保育料の額に応じて決定されます。補助対象月に保育料が未納の場合、その月の補助金は対象外となります。
- ③ 月途中入退所等の場合、利用日数に応じた補助額となります。

#### 保育料について

- 二人親世帯の所得割課税額が57,700円未満であり、利用児童が第2子である場合は保育料が半額となります。
- ひとり親・障がい児者世帯の所得割課税額が77,101円未満であり、第2子である場合は保育料が無料となります。 Ж2
- ※3 上記1~2において、多子計算の年齢上限はありません(ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限ります。)。
- 認可保育所・認定こども園・幼稚園・家庭的保育事業・小規模保育事業・企業主導型保育所等を兄弟で利用する場合、第2子は保育料が半額、第3子以降は無料となります(多子軽減の課税額制限はありません。)。障がい児施設等を利用する兄姉がいる場合も同様となります。障がい児施設等とは、次の学校もしくは施設またはサービスをいいます。特別支援学校幼稚部・児童発達支援・児童心理治療施設・医療型児童発達支援
- ※5 里親世帯は非課税世帯として取り扱います。

#### ひとり親世帯・障がい児者世帯とは

- 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のいない者で、現に小学校就学前子どもを扶養している世 帯。
- - 次に掲げる児者が現に在宅している世帯。
  - ①身体障がい者手帳の交付を受けたもの ②療育手帳の交付を受けたもの
- ③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたもの ④特別児童扶養手当の支給対象児
- ⑤国民年金の障がい基礎年金等の受給者

【制度に関する問合せ先】山形県しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課 TEL: 023-630-2392